

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年5月21日)

【件名】

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する県立病院の対応について…………… 1

病 院 局



# 新型コロナウイルス感染症に対する県立病院の対応について

令和2年5月21日  
病院局総務課

新型コロナウイルス感染症の院内感染防止策、第二波に備えた対応について、報告します。

## 1 院内感染防止策

### (1) 職員への対策（主なもの）

- ア 出張
  - ・県外・国外は禁止する。会議への開催・参加は、3密の場合は禁止する。
- イ マスク
  - ・全職員のマスク着用を義務化する。
- ウ 職員への配慮
  - ・妊娠職員は感染症に関係する業務から外す。
- エ 家族の状況
  - ・家族の帰省状況について上司へ報告する。

### (2) 職員以外への対策（主なもの）

- ア 面会制限
  - ・入院患者への面会制限を実施する。
- イ 外来患者
  - ・慢性疾患の定期受診患者に対し、電話診療と処方箋発行を行う。
  - ・体調の変化がある患者には問診を行い、症状を確認する。
- ウ 検査
  - ・緊急手術や高リスクなどの一部の術前患者に対し検査（LAMP法）を行う。
  - ・耳鼻いんこう科、歯科口腔外科の術前患者及び分娩前の妊婦には外注でのPCR検査を行う。
  - ・感染拡大期には術前患者全例にPCR検査を行う。
- エ 来院者
  - ・病院入口にサーモカメラを試験導入し、発熱症状を確認する。

※ 感染防止策については、県内外の状況を踏まえ、適宜、見直す。

#### ※ LAMP法

PCR法と同様に検体のRNAを利用して検査する方法だが、PCR法に比べて簡便で2時間程度で測定ができる。既に中央病院は検査機器を保有しており、5月20日から開始した。

## 2 第二波に備えた対応

- ・マスク等物資の備蓄を進める。
- ・検査体制を強化（検査機器の購入）する。
- ・体外式膜型人工肺（ECMO）治療に対応できる人材の育成を図る。

